

# 平成 2 2 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 その他 ）

府 省 庁 名 農林水産省

No	20	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )	
要望項目名	公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止用の施設又は設備に係る課税標準の特例措置</li> <li>・ 特例措置の内容 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する污水又は廃液の処理施設（課税標準を 1 / 6 ）</li> </ul>	
関係条文	地方税法附則第 15 条第 3 項	
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本特例措置の目的は、 応急的な措置として簡易対応により家畜排せつ物法の管理基準をクリアした農家についてより持続的で環境保全効果の高い污水处理施設の導入を政策的に誘導すること、 水質規制の強化に伴い新たに必要となる污水处理施設の導入を政策的に誘導することである。</li> <li>・ 污水处理施設の整備の推進は、 畜産業全体の健全な発展への寄与とともに、 国民の健康の維持や生活環境等の保全にとって欠かせない極めて公益性の高い施策であり、 特に 22 年 7 月から水質汚濁防止法における硝酸窒素等の規制強化が見込まれることから、 政府としての積極的な関与が不可欠である。</li> <li>・ 污水处理施設の整備には一般に多額の追加的費用を要するほか、 当該施設は生産性向上にほとんど寄与しないことから、 本特例措置による課税軽減は、 施設の取得に伴い生じる後年度負担（固定資産税）の軽減という点において、 特に養豚経営や大規模な酪農経営に対し施設整備の決断を促す大きなインセンティブとなるものであり、 重要な政策誘導効果が期待できる。</li> </ul>	
減収見込額	（初年度） 518（541） （平年度） 537（539） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他 地域バイオマス利活用交付金、畜産環境総合整備事業株式会社日本政策金融公庫資金</li> </ul>
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>・ 融資、補助金その他 地域バイオマス利活用交付金、畜産環境総合整備事業株式会社日本政策金融公庫資金</li> </ul>
過去の要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 4 4 年創設。以降、適宜延長。</li> <li>・ 平成 1 7 年度税制改正にて、平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 7 年度末まで延長（1 年）</li> <li>・ 平成 1 8 年度税制改正にて、平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 9 年度末まで延長（2 年）</li> <li>・ 平成 2 0 年度税制改正にて、平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年度末まで延長（2 年）</li> </ul>	
本要望に対応する縮減案		